

椎葉村農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

(平成29年7月27日策定)

第1 基本的な考え方

平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正法が施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として明確に位置づけられた。

椎葉村は、九州山地の中央部に位置し、幾重にも連なる急峻な尾根と深い溪谷が障壁となって地域が分断されているため、広がりをもった集団的な農地を形成することができない状況にあり、農地の集積を妨げる大きな要因となっている。

また、農家の高齢化が進み、今後離農することが心配される後継者のいない農家が増加している。

耕作をすることが出来なくなった農家が所有する農地を、分断された地域の中にあっても、地域内の担い手に効率よく集積するためには、個々の地域に応じた取り組みを推進し、地域ごとに農地利用最適化の対策を強化する必要がある。

そのため、各地域の実情に精通した相談役として、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携しながら、担当地区に密着した活動をすることで「農地等の利用の最適化」をよりいっそう進めていかなければならない。

今後、最適化推進の取り組みを村内で一体的に進めるために、

- (1) 担い手への農地利用集積について、
- (2) 新たな農業経営を営もうとする新規参入の促進について、
- (3) 遊休農地の解消について

以上の三点について具体的な数値目標を定めた「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を平成29年度から平成31年度までの3年間を計画期間として以下のとおり定める。

なお、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとす。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 **171ha (50%)**

	管内農地面積	農地利用集積面積	集積率
現 状 (平成 29 年 3 月)	342ha	21.5ha	6.29%
3年後の目標 (平成 32 年 3 月)	342ha	171.0ha	50.00%

※管内農地面積は平成 28 年耕地面積及び作付面積統計（農林水産省）を用いた。
農地利用集積面積は、「担い手及びその農地利用の実態に関する調査」による。

【目標設定の考え方】

政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン」および椎葉村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成 29 年 3 月策定）では、平成 35 年までの集積目標を 80%と設定している。

そのため、本指針では 10 年間で全農地の 80%を担い手に集積することを長期目標とした上で、今後 3 年間では 50 パーセントの集積率を達成することを当面の目標とする。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- 県や農地中間管理機構、JA 等の関係機関と連携し、担い手農家や農地所有者の意向を把握したうえで、集積・集約化が必要な場合は、農用地利用集積事業や農地中間管理事業等を活用して農地の利用集積を図る。
- 農業委員や農地利用最適化推進委員が農地の所有者と地域の担い手農業者の仲介役となり、農用地利用集積事業や農地中間管理事業の活動普及に努める。具体的には担い手農家と農地所有者の意向をマッチングし、農用地利用集積事業や農地中管理事業による集積に成功した場合の成功報酬を農業委員および農地利用最適化推進委員に設け、日常活動への意欲を喚起する。

2. 新たな農業経営を営もうとする新規参入の促進について

	新規参入経営体 (新規参入者取得面積)
現状 (平成 28 年度 1 年間)	1 経営体 (0. 2 ha)
3 年後の目標 (平成 32 年度までの 3 年間)	3 経営体 (1. 5 ha)

※上記の目標には、法人雇用者、親元就農者は含まない。

【目標設定の考え方】

農家の高齢化と後継者不在に伴い、離農する農家が多数発生することが想定されるため、新規参入を促進する必要がある。

平成 28 年度から毎年度 1 経営体の参入を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- 関係課、JA、県等の機関と連携して新規就農者へのサポート体制を構築していく。
- 農業委員および農地利用最適化推進委員は新規参入者（法人を含む）の地域の受入条件の整備を図るとともに、相談役の役割を担う。
- 借り入れの可能な農地の情報を収集し、相談者に提供できるようリストを作成する。

3. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標 2.3 ha

	管内農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現 状 (平成 29 年 3 月)	3 4 2 ha	5.7 ha	1.67%
3 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	3 4 2 ha	3.4 ha	1.00%

※管内農地面積は平成 28 年耕地面積及び作付面積統計（農林水産省）を用いた。

遊休農地面積は利用状況調査により把握した農地法第 32 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する農地をいい、荒廃農地調査による A 分類の値を用いる。

【目標設定の考え方】

将来的には遊休農地「ゼロ」を達成することを長期目標とするが、実施計画では、遊休農地 5.7 ha を 3 年後（平成 32 年 3 月末）には農地面積全体の 1.00% に減少させる。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- 利用状況調査や利用意向調査を通じて農地所有者に対する指導や説明、相談活動を実施する。
- 農業委員や農地利用最適化推進委員による日常活動等により、農地所有者の状況と農地の現状把握を行い、また、担い手となる借り手農家の掘り起こしを図る。
- 遊休農地の所有者に対して、将来における利用展望についての状況把握を行い、現状に応じて「非農地判断」を実施し、守るべき農地を明確化する。

第3 その他

この指針は、農地等利用の最適化の推進状況を検証し、必要に応じて目標値の見直しを図る。